

東京都公立学校特別支援教室専門員募集要項及び勤務条件

項 目	内 容
職名	東京都公立学校特別支援教室専門員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	<p>令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで</p> <p>※ 採用時及び再度任用時に条件付き採用が適用されます。原則として、採用から 1 か月間が評定期間となります。評定後、判定者が評定書に基づき被評定者について「正式採用する」又は「免職する」を決定します。</p> <p>※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。</p> <p>なお、期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</p> <p>※ 4 回の再度任用終了後、改めて公募の採用選考に申込み、合格した場合には、引き続き勤務していただくことが可能となります（その場合も再度任用は 4 回までです）。</p>
勤務職場	特別支援教室を設置している都内公立小学校・中学校（中等教育学校前期課程含む。）なお、次年度以降勤務場所が変更となる場合がある
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教室で指導を受ける児童・生徒の時間割を調整し、変更が生じた際には、随時対応する。 ・巡回指導教員及び臨床発達心理士等の巡回日を連絡調整する。 ・特別支援教室での指導内容に応じて使用する教室や教具を調整する。 ・巡回指導教員の指示に基づき、個別の課題に応じた教材を作製する。 ・特別支援教室における指導の記録を作成する。 ・在籍学級での生徒の行動観察及び記録を作成し、巡回指導教員へ報告する。 ・巡回指導教員の指示に基づき、特別支援教室における指導の様子や在籍学級における配慮事項等を在籍学級担任や教科担任等へ伝達する。その他、伝達事項等の連絡など、巡回指導教員と在籍学級担任や教科担任等の連絡調整の補助を行う。 ・その他東京都教育委員会が特に必要と認める業務
応募資格・求められる能力	<p>次の 1 から 7 までのいずれかを満たし、任用期間中の職務を遂行できる者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教員免許状を有する方 2. 採用日前日までに教員免許状を取得見込みの方 3. 臨床発達心理士等の発達障害の児童・生徒の支援に関する専門的な資格を有する者 4. 採用日現在、公立学校等で特別支援教育支援員（いわゆる介助員等。ただし、肢体不自由児童・生徒の身体介助のみを行っていた場合は含まない。）又はそれに準じた職務の経験を、一年以上有する方 5. 採用日現在、児童福祉法第 6 条の 2 の 2、第 6 条の 3、第 7 条に規定する事業に従事し、障害のある児童・生徒の支援に係る公立小・中学校との連携

	<p>が必要な職務の経験を、一年以上有する者。なお、障害の種別は問わないものとする</p> <p>6. 上記1から5と同等の経験又は能力を有すると都教育委員会が認めた者</p> <p>7. 申込時点で、今回申込み「東京都公立学校特別支援教室専門員」として在職している方</p>
勤務日数	月16日
勤務時間	<p>原則として1日7時間45分 所定勤務時間を超える勤務はありません。</p> <p>勤務時間例：8:30～17:00（休憩時間 15:50～16:35）</p> <p>※学校により多少異なります。</p>
休暇等	<p>（有給） 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇（3日）</p> <p>（無給） 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与</p> <p>※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。</p>
報酬額	<p>月額 208,100円</p> <p>通勤手当相当額を別途支給（上限月150,000円）</p> <p>※ 原則として毎月15日支給</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給</p> <p>※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり</p>
社会保険	地方公務員共済組合法、厚生年金保険法、雇用保険法の定めるところにより、それぞれの保険に加入します。（保険料自己負担あり）
応募方法等	令和8年3月27日までに会計年度任用職員申込書を提出する
特記事項	<p>○本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。</p> <p>○特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。</p> <p>○このため、予め、選考過程において、書面や面接等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。</p>
問合せ	<p>教育庁都立学校教育部特別支援教育課学校非常勤職員担当</p> <p>電話 03-5320-6746</p>
その他	<p>◇長期休暇、特定曜日の休務</p> <p>夏休み等授業の無い期間以外で、研修・実習等への参加など長期休暇を取る可能性がある場合は、早急に申し出てください。特別支援教室専門員は各校に一人しか配属されないため、長期休暇は認められない場合があります</p>

	<p>ます。勤務日の決定は学校の事情によりますので、特定曜日を必ず休務日にすることはできません。</p> <p>◇勤務日数</p> <p>年間176日の勤務ですが、月により勤務日数が異なります。年度当初は、一日も早く業務に慣れていただくため、20日近く勤務していただく場合もありますし、夏休み、冬休みがある月には勤務日数が通常の月より少なくなることがあります。また、学校行事の際には全員出勤をお願いすることもあります。(勤務日数の割り振りは、配属校により異なります。)ただし、月ごとに勤務日数が異なっても、毎月の報酬(給与)額は一定です。</p> <p>◇兼業兼職</p> <p>兼業兼職(アルバイト)は学校長に届出をする必要があります。学校の業務に支障が出ると思われる場合、認められないことがあります。配属先の規定によりますので、配属前に兼業の可否について、問合せをうけることはできません。また、都の会計年度任用職員の兼務は原則できません(時間講師など)。※所定労働時間31時間の為</p>
--	--

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。